

医政歯発 1122 第 1 号
令和元年 11 月 22 日

都道府県
保健所設置市
特別区

医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（ 公 印 省 略 ）

歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について（周知依頼）

厚生労働省においては、医療機関や医療関係団体等における総合的な医療安全対策への取り組みの推進を図ること等を目的として、11 月 25 日を含む一週間を「医療安全推進週間」と定めている。歯科医療に関しても、国民が安心して歯科医療機関を受診する体制整備の取り組みとして、適切な院内感染対策を含めた医療安全を推進することが必要である。このため、貴職においては、貴管内の歯科医療機関及び関係団体に対し、下記を参考に院内感染対策を含めた医療安全の啓発に取り組まれない。

記

厚生労働省では、歯科医療機関における院内感染対策の重要性に鑑みて、「歯科医療機関における院内感染対策について（平成 26 年 6 月 4 日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知）」等において、必要な取り組みを行うよう重ねて依頼してきたところである。院内感染対策を適切に実施するためには、標準予防策の徹底が重要であることから、特に歯科医療に関連し、日常診療で重要と思われる一般歯科診療時の院内感染の予防策について、直近の知見に基づく「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第 2 版）（別添）」（以下「新指針」という。）をとりまとめ、厚生労働省ホームページにおいて公表している。新指針においては、使用済の歯科用ハンドピースの清掃、洗浄の必要性についても新たに記載されていることから、新指針を参考に医療機関に対し適切な院内感染対策を実施するよう指導をお願いする。

さらに、歯科医療従事者が院内感染対策に関する研修を受けること等により、継続的に知識の習得に努めることも必要である。特に、標準予防策を含む感染対策に関する教育が実施される以前に養成課程を修了した歯科医療従事者については、こうした研修に積極的に取り組むことがより重要であることから、厚生労働省医政局が実施している「歯科医療関係者感染症予防講習会」等の研修会に、歯科医療従事者が積極的に参加することが必要であることを改めて周知されたい。